

糸島市まちづくり基本条例とは (自治基本条例)

平成22年12月17日
第1回検討会議資料



そもそも・・・

- Q 1 条例っていったい何？
- Q 2 自治基本条例って何？
- Q 3 なぜ必要なの？
- Q 4 自治基本条例が制定されたら、
何が変わるの？
- Q 5 条例制定までのスケジュールは？



Q1 条例っていったい何？

憲法・法令について

憲法

昭和21年11月3日公布、22年5月3日施行された国の最高法規（第98条）で、前文、本則（99か条）、補則（4か条）の全11章から成る。

呼称	法区分	根拠
【法令】 一般的に法律と命令を指す。	法律 国会（国唯一の立法機関）が制定した法。 地方自治については、法律で組織・運営を定めることになっている（⇒地方自治法）。	憲法第41条 憲法第59条第1項 憲法第92条
	政令 内閣が、憲法・法律の規定を実施するために制定した命令（⇒地方自治法施行令）。	憲法第73条第6号
	省令 法律・政令を施行するために各大臣が発する命令（⇒地方自治法施行規則）。 （内閣府の長である内閣総理大臣が発した命令は『内閣府令』と言う）	国家行政組織法第12条第1項



Q1 条例っていったい何？

例規について

呼称	法区分	根拠
<p>【例規】</p> <p>一般に 条例と規則 を指す。</p>	<p>条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体が自治立法権に基づいて定める法。 ●条例の制定・改廃は、議会の議決によって成立する。平成12年4月施行の地方分権一括法により、条例制定の範囲が拡大された。（機関委任事務の廃止⇒自治事務の拡大） ●条例で明文化することによって、第三者への法的根拠となり、市の政策や事業の方向性、ルールが明らかにできる。 ●市民の権利と義務を規定する場合は、基本的に条例を制定することとなる。 ●現在、糸島市における条例は200本と（H22.7.21現在）なっている。 	<p>憲法第94条 『地方公共団体は、（中略）法律の範囲内で条例を制定することができる』</p> <p>地方自治法第14条 『普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、（中略）条例を制定することができる』</p>
	<p>規則</p> <p>地方公共団体の長が、事務に関して制定することのできる法。規則制定権の及ぶ範囲は多岐にわたっている。</p> <p>現在、糸島市における規則は190本と（H22.7.21現在）なっている。</p>	<p>地方自治法第15条</p>



条例には、いろいろな 約束ごとがあります。

◎名称を覚えましょう。

〇〇〇糸島市まちづくり基本条例検討会議設置規程

見出し

〇（趣旨）

第1条〇本市のまちづくりの基本に関する条例（以下「基本条例」
〇という。）の素案を策定するため、糸島市まちづくり基本条例検
〇討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

本文・条文



条・項・号について

条

項

号

○（組織）

第3条 検討会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

○（1）○市内に住所を有する者又は市内の事業所に勤務している者

○（2）○20歳以上である者

○（3）○協働のまちづくりに関心があると市長が認める者

呼び方

第3条第2項第3号



青森市

効力の発生について

「いつから効力を発生させるか」
を明らかにする。

まちづくり基本条例の場合は、
「この条例は、平成25年4月1日から
施行する。」となる。

〇〇〇附〇則

〇（施行期日）

1〇この告示は、公布の日から**施行**する。

〇（この告示の失効）

2〇この告示は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

一般的約束事項



- 1 条文は、内容によって規定の順番があります。
 - ①全体的なこと（総則的規定）
 - ②具体的なこと（実体的規定）
 - ③その他 規則への委任など（雑則的規定）
罰則など（罰則規定）
施行期日など（附則）
- 2 表現は、正確に、簡潔に、誰でも理解できるように！
→「である調」
- 3 1つの条は、通常ワンセンテンスで！

Q2 自治基本条例って何？

定義はありません。

有識者独自の定義は次のとおり。

◎（市民が）自治体政府に対して信託している内容を明示したもの	地方自治総合研究所
◎独自の政策・制度策定をめぐる個別条例、個別施策についての枠組法	法政大学名誉教授
◎自治体としてのアイデンティティ	
◎住民自治・市民自治の制度的担保措置	九州大学大学院教授
◎まちの憲法	国際基督教大学教授
◎総合計画や他の条例よりも上位に位置し、これらに指針を与えるもの	
◎自治体運営のルール	中央大学教授
◎自治体の憲法	明治大学教授
◎条例、規則や自治体運営の基本	

糸島市の考え



- 市の**憲法**である。
- 行政、市民などの**最高規範**（もっとも上位の条例）である。
- まちづくりの**基本的なルール**を定めるものである。
- 自治の**主体は市民**とする。
（市民、行政などの責務の明確化）

制定が進む自治基本条例

1 Yahoo! Japanでの検索結果（ヒット数）

◎まちづくり基本条例・・・157,000件

◎自治基本条例・・・・・・・・・・325,000件

2 全国の制定状況

◎約200団体が制定（全国：1,727団体 H22年3月末現在）

3 福岡県内自治体の制定状況

◎制定済み 宗像市（H18.1.1）、うきは市（H19.4.1）

◎検討中 筑後市、北九州市、糸島市、（福岡市）



Q3 なぜ必要なの？



地方分権改革



市町村に対する国・県の関与が縮減



国県と市の関係（上下・親分子分→対等）



市町村（自己決定・自己責任）呼び方「地方政府」



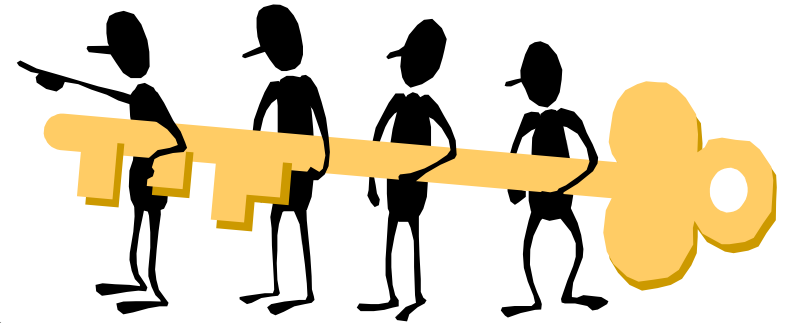
市町村のまちづくりの方針の明確化（まちづくりの拠り所）



Q4 自治基本条例が制定されたら、 何が変わるの？

(条例に盛り込む内容)

- ① 市政の方向性が明らかになる。
- ② 市と市民の情報が共有化される。
- ③ 市民の市政への参画が進む。
- ④ 市民意見が市政に反映される。
- ⑤ コミュニティ活動・ボランティア活動の活発化する。
- ⑥ 行政・市民などの意識改革が進む。



市民と行政が一体となったまちづくりが進む。

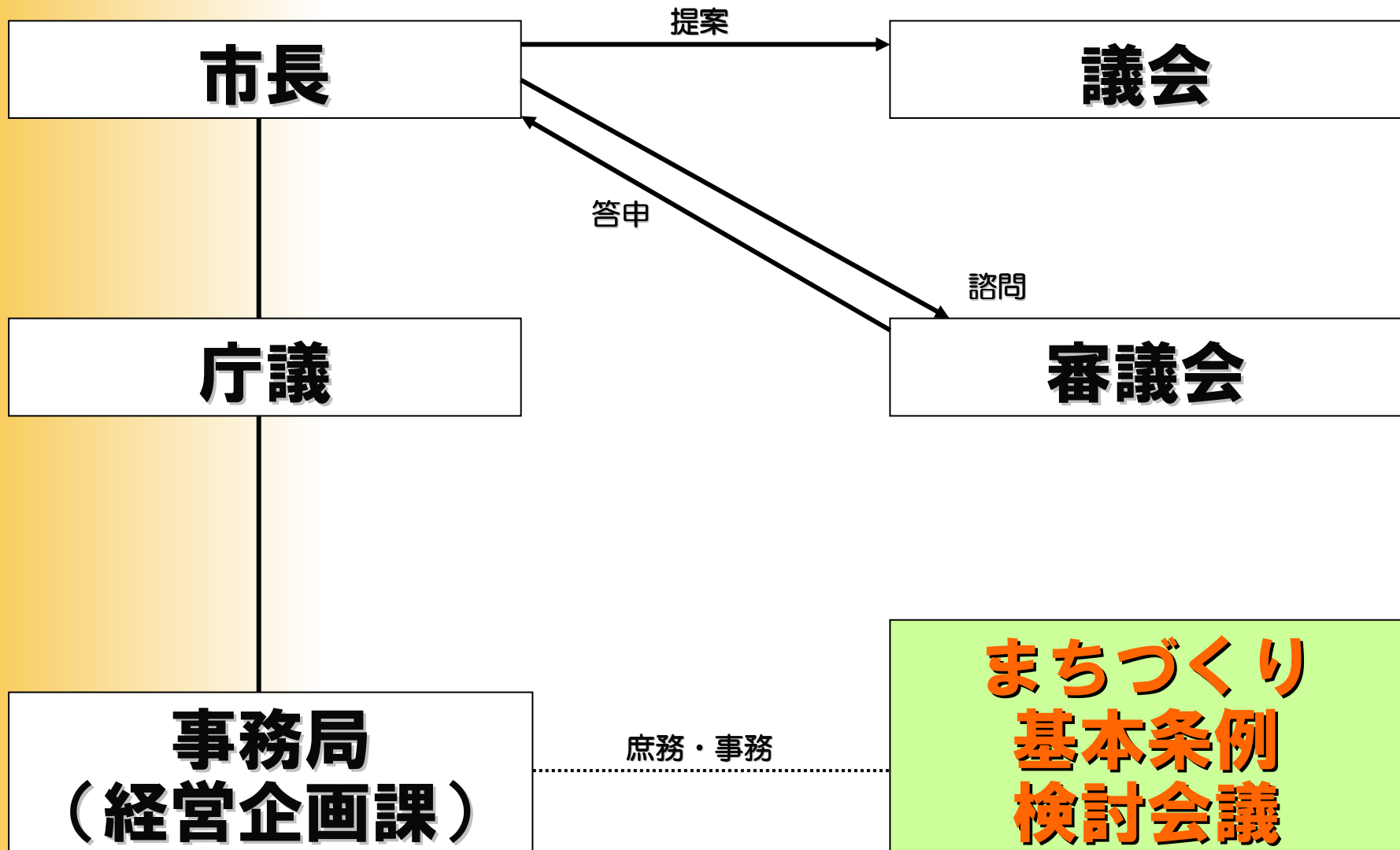
協働のまちづくり



魅力ある糸島市の実現

Q5 条例制定までのスケジュールは？

体制について



概略のスケジュール

- ◆H22. 12～H23. 6 **検討会議**による素案づくり（10回程度）
 - ◎第1回 オリエンテーション
 - ◎第2回～第8回 盛り込む内容・具体的な規定の検討
 - ◎第9回～第10回 全体の調整、条例案の確定（2回程度）

◆H23. 7～H23. 9 **審議会**による条例素案の審議（3回程度）

◆H23. 10～12 **校区懇談会**での意見聴取

◆H24. 1～2 **パブリックコメント**による市民意見の聴取

◆H24. 3～4 市民意見を踏まえた**審議会**による条例審議

◆H24. 9 条例案の**議会への提案→可決**

◆H24. 10～H25. 3 条例の**周知**

◆H25. 4. 1 「糸島市まちづくり基本条例」**施行**

糸島市協働のまちづくり推進条例

(経過)

- ◎二丈町住民参画まちづくり条例 (H15. 1. 1施行)
- ◎前原市市民協働のまちづくり推進条例 (H18. 4. 1)
- ◎志摩町協働のまちづくり推進条例 (H19. 6. 8)



合併 (H22. 1. 1) により1本化



この条例をベースに追加、修正など行い、新しい自治基本条例の素案を作しましょう。

糸島市協働のまちづくり推進条例

(H22. 3. 31)

終了

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで力を合わせて、

すばらしい条例を作り上げましょう。

